

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月27日	
大阪府知事 殿	
提出者 住 所 大阪市中心区大手前 2 丁目 氏 名 大阪府知事 吉村 洋文 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号072-438-7406（大阪府南部流域下水道事務所）	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター
事業場の所在地	大阪府泉北郡忠岡町新浜3丁目
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3 6 : 水道業
②事業の規模	処理水量 6 0 , 7 0 1 千 m ³ / 年 (令和5年度実績)
③従業員数	4 9 (メンテナンス業者 : 3 8 府職員 : 1 1)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
(管理体制図) 南部流域下水道事務所 維持管理課 湾岸北部管理センター 北部水みらいセンター							
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（5年度）実績】			【前年度（5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）	汚泥（しさ）	④廃プラスチック類	⑤蛍光灯	－
	排出量	539,320 t	14.17 t	25.31 t	5.28 t	0.82 t	－ t
	（これまでに実施した取組）						
	・水濁法と廃掃法の兼ね合いにより、排水中の汚濁を極力取り除くことを主目的としているため、減量化することは困難と考える。 令和5年度は放流水の処理状況を良好に保つため、発生する沈砂やしさにについて適正に搬出した。						
②計画	【目標】			【目標】			
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）	汚泥（しさ）	－	－	－
	排出量	586,920 t	16 t	36 t	－ t	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組）						
	・令和5年度と同様。						
産業廃棄物の分別に関する事項							
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・下水汚泥、沈砂、しさ等は、発生工程が違うため、分別されている。						
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・令和5年度と同様。						

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】			【前年度（ 5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）	汚泥（しさ）	④廃プラスチック類	⑤蛍光灯	－
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。						
②計画	【目標】			【目標】			
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）	汚泥（しさ）	－	－	－
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。						

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】			【前年度（ 5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）	汚泥（しさ）	④廃プラスチック類	⑤蛍光灯	－
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
（これまでに実施した取組） ・実施していない。							
②計画	【目標】			【目標】			
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）	汚泥（しさ）	－	－	－
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
（今後実施する予定の取組） ・予定なし。							

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】			【前年度（ 5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）	汚泥（しさ）	④廃プラスチック類	⑤蛍光灯	－
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。						
②計画	【目標】			【目標】			
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）	汚泥（しさ）	－	－	－
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組） ・予定なし。						
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 5年度）実績】			【前年度（ 5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）	汚泥（しさ）	④廃プラスチック類	⑤蛍光灯	－
	全 処 理 委 託 量	－ t	14.17 t	25.31 t	5.28 t	0.82 t	－ t
	優良認定処理業者 への処理委託量	－ t	14.17 t	25.31 t	5.28 t	0.82 t	－ t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
	認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t	25.31 t	－ t	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） ・下水汚泥は、全量、配管送泥し、大阪南下水汚泥広域処理場で自己 中間処理（脱水・焼却）を実施。 ・その他は、法令等に基づき適正に契約を締結して委託している。 ・処理状況を定期的に確認している。						

②計画	【目標】			【目標】			
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	汚泥（沈砂）	汚泥（しさ）	－	－	－
	全 処 理 委 託 量	－ t	16 t	36 t	－ t	－ t	－ t
	優良認定処理業者 への処理委託量	－ t	16 t	36 t	－ t	－ t	－ t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
	認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t	36 t	－ t	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組) ・ 令和5年度と同様						
※事務処理欄							

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

北部水みらいセンターの概要

計画処理区域面積	12,625ha(堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町)
計画処理区域人口	542,400人
計画処理水量(日最大)	290,260m ³ /日
水処理能力(日最大)	212,700m ³ /日
処理場敷地面積	51.1ha
排水方式	分流式
放流先	大阪湾

北部水みらいセンターのあゆみ

1974. 3	南大阪湾岸北部流域下水道事業都市計画決定
1975. 7	流域幹線工事着手(高石-泉大津幹線)
1976. 11	処理場用地造成着手
1990. 11	処理場建設工事着手
1987. 4	1系水処理供用開始
1994. 9	2系水処理供用開始
1997. 4	砂ろ過施設(上向流式)供用開始
2004. 4	3系水処理供用開始
2005. 9	和泉中継ポンプ場供用開始
2007. 4	4-1系水処理供用開始
2013. 4	4-2系水処理供用開始



微生物の拡大写真



水処理施設



周辺緑地「せせらぎ」

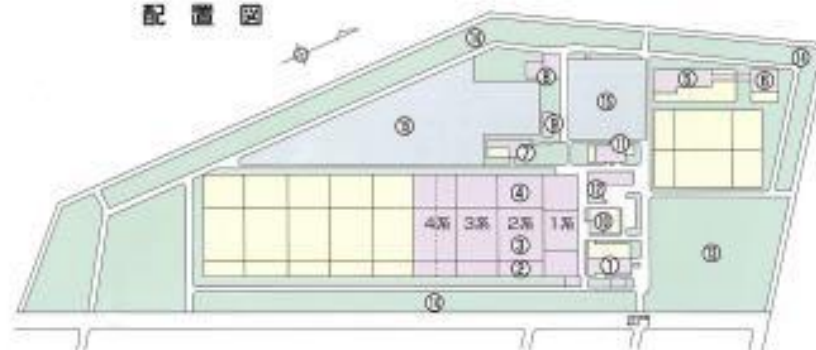
北部水みらいセンターのしくみ



北部水みらいセンター施設機能概要

施設名称	機能概要
① 沈砂池ポンプ槽	流れ込んでくる汚水の中のゴミや砂を取り除き、ポンプで最初沈殿池に送み渡します。
② 最初沈殿池	汚水の中に浮遊する泥を沈殿させ汚泥調整槽に送り、汚水は生物反応槽に送ります。
③ 生物反応槽	活性汚泥(バクテリアや菌を主体とした微生物の集まり)が汚水に溶け込んだ汚水を食べる水をきれいにし、しだいに透明な水になります。さらに自然の酸素(酸素)と空気を供給する曝気槽(曝気槽)の空気を供給することで「酸素」を取り除き、最終的に「活性汚泥」を沈殿させることで「汚泥」を取り除きます。
④ 最終沈殿池	生物反応槽で沈殿させた汚泥を塩素混和池に送り、その残りは汚泥調整槽に送り、上澄み水を砂ろ過池に送ります。
⑤ 砂ろ過池	最終沈殿池で沈殿できなかった細かい汚泥を砂でろ過し取り除きます。
⑥ 塩素混和池	ろ過した汚水を大阪湾に放流する前に塩素消毒剤(ナトリウム)で消毒します。
⑦ 汚泥調整槽	最初沈殿池及び最終沈殿池から送られてきた汚泥を濃縮調整して汚泥調整槽に送ります。
⑧ 洗浄排水槽	砂ろ過池を定期的に洗浄するときに排出する排水を一時的に貯留します。
⑨ 用水処理槽	処理水を再利用し、施設内に配水します。
⑩ 送風機	ブロー(送風機)があり、生物反応槽で微生物の活動に必要な空気を送ります。
⑪ 特高自家発電機	22,000Vで発電し、施設内に電力を供給し、また停電時には発電機を運転し電力を供給します。
⑫ 管理本館	事務所、倉庫等の機能に加え、制御する中央監視室、水質監視室が入ります。
⑬ 新設緑地	約4,000㎡の緑地公園です。多目的広場や遊歩道が併設され、市民に利用されています。
⑭ 周辺緑地	北部水みらいセンターを囲んでいる緑地帯です。周囲には全長約2kmの敷地歩道があり、処理水が流れるせせらぎ水路を配置しています。
⑮ 汚泥処理施設	堺市から堺市までの下水処理場から送られてきた汚泥を最終処理するところです。

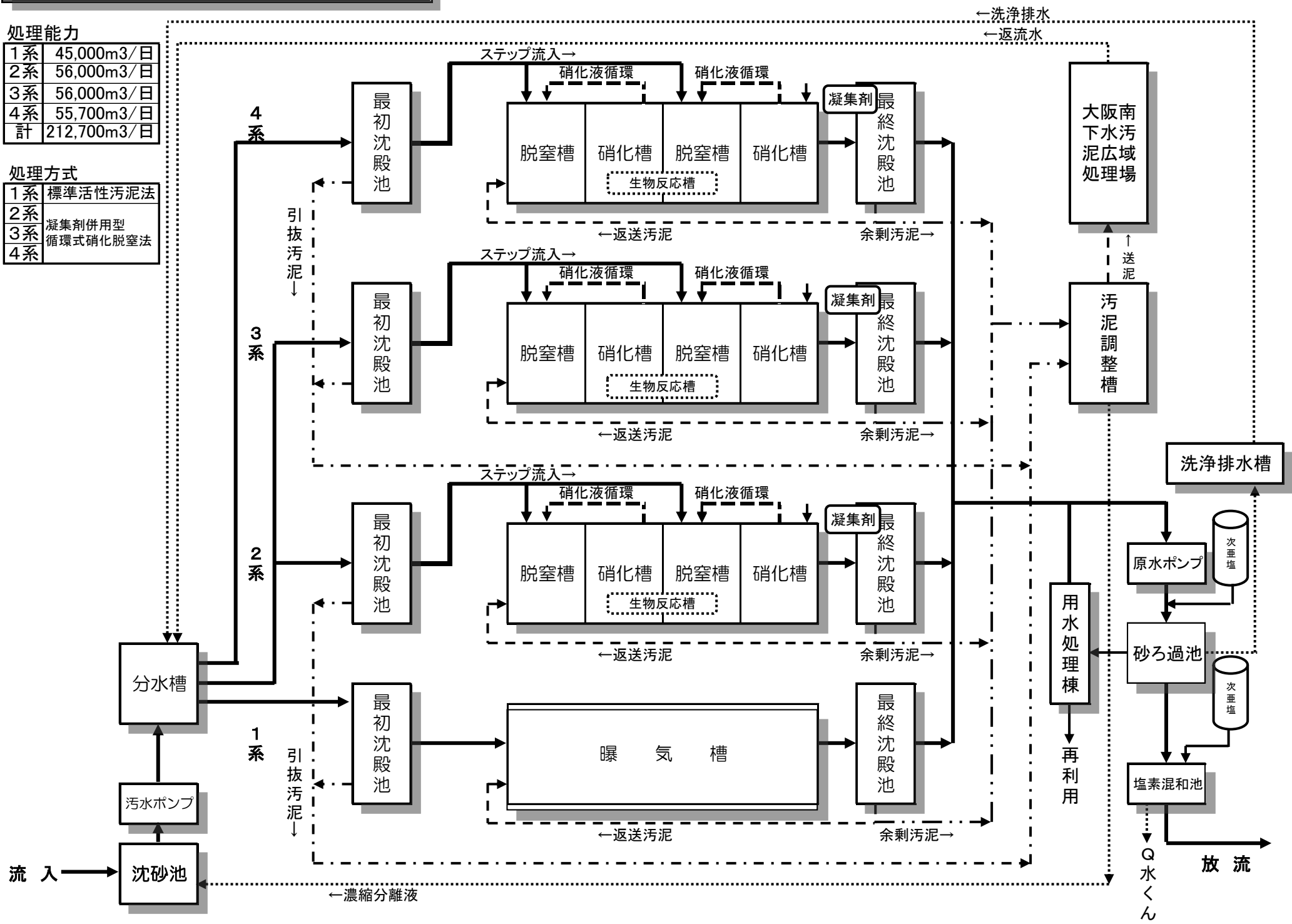
配置図



北部水みらいセンター 処理フロー図

処理能力	
1系	45,000m3/日
2系	56,000m3/日
3系	56,000m3/日
4系	55,700m3/日
計	212,700m3/日

処理方式	
1系	標準活性汚泥法
2系	凝集剤併用型 循環式硝化脱窒法
3系	
4系	



処理工程フローシート

